

## Ⅱ NPO 法人の活動実態

### 1. 活動エリアは半数が神戸市内

NPO 法人は当該地域が直面している課題の解決に取り組む団体とよく言われる。しかし、必ずしも狭い地域（コミュニティ）での活動に限定されているわけではない。その活動テーマに応じて活動エリアは大きく異なる。

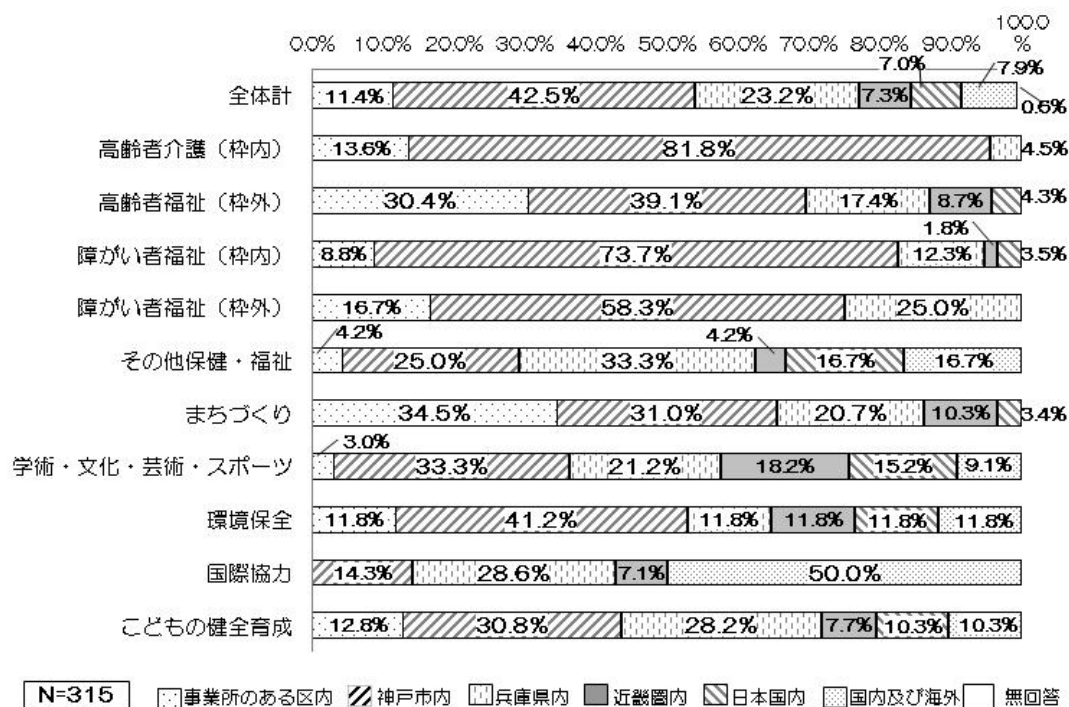
主な活動エリアを尋ねた（問2）結果は、「神戸市内」がトップで42.5%、次いで「兵庫県内」（23.2%）、「事務所のある区内」（11.4%）となっている。神戸市区内は合わせて53.9%と半数をわずかに超え、他方、日本国内は7.0%、国内外に活動を展開している団体（NGO）も7.9%とそれぞれ1割近く存在する。

活動分野別に活動エリアの分布の特徴をみると（図Ⅱ-4）、「まちづくり」や「高齢者福祉（枠外）」の3割は「事務所がある区内」と限定的地域を活動エリアとしている。大半の団体が神戸市区内を活動地域にしている分野は「高齢者介護（枠内）」（95.4%）、「障がい者福祉（枠内）」（82.5%）、「障がい者福祉（枠外）」（75.0%）、「高齢者福祉（枠外）」（69.5%）、「まちづくり」（65.5%）である。

他方、大半が兵庫県内に活動エリアを設定している活動分野は「経済活動の活性化」（100.0%）、「中間支援」（75.0%）である。海外にも活動地域を広げている団体が多い分野は「災害救援」（80.0%）と「国際協力」（50.0%）である。

団体タイプ別の活動地域の特徴としては、事業型の過半数（55.0%）が神戸市内、ネットワーク型、アドボカシー型の大半は兵庫県内、ボランティア型、専門職型の活動エリアは比較的多様である。

図Ⅱ-4 主要10活動分野の主な活動地域（問1×問2）



## 2. 活動頻度

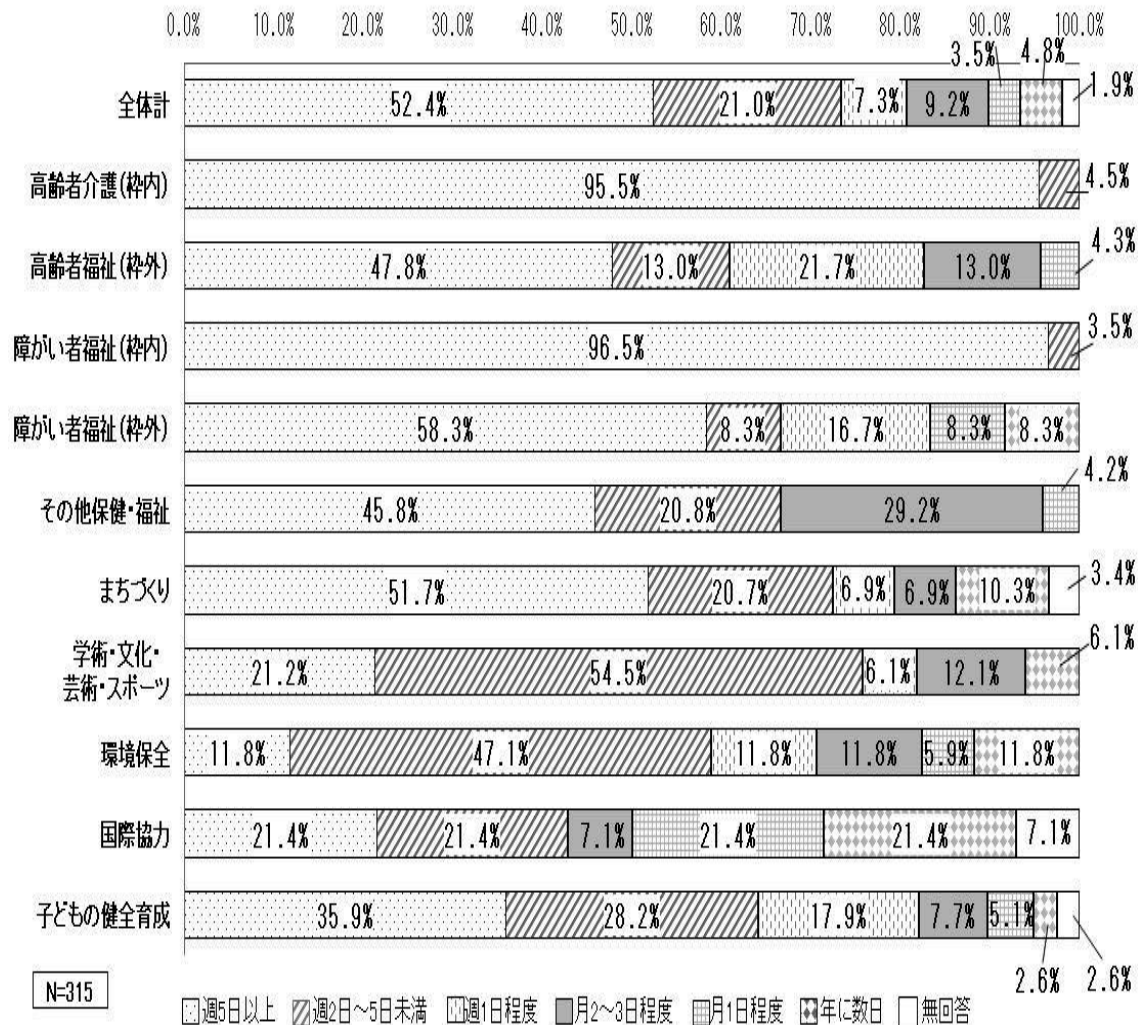
### (1) 常時が半数超える、週1日以下も4分の1

活動頻度（日数）を尋ねた（問3）結果は、「週5日以上」がトップで52.4%と、行政や企業と同様に常時活動・事業を展開しているNPO法人が半数を超え、次いで「週2～5日未満」が21.0%と計4分の3近い団体が常時または、かなりの頻度で活動をしている。NPO法人≒ボランティア団体というかつてのイメージから大きく変わったといえる。

「週1日程度」は7.3%、月2～3日程度は9.2%、月1日および年数日は合わせて8.3%である。

活動分野別に活動頻度の分布をみると（図Ⅱ-5）、常時（週5日以上）活動している団体の割合が高い分野は事業型である「障がい者福祉（枠内）」（96.5%）、「高齢者介護（枠内）」（95.5%）の2分野とサンプル数は少ないが「災害救援」（80.0%）、「中間支援」（75.0%）である。他方、活動頻度の低い団体が多い分野は「国際協力」（4割強が月1日以下）である。

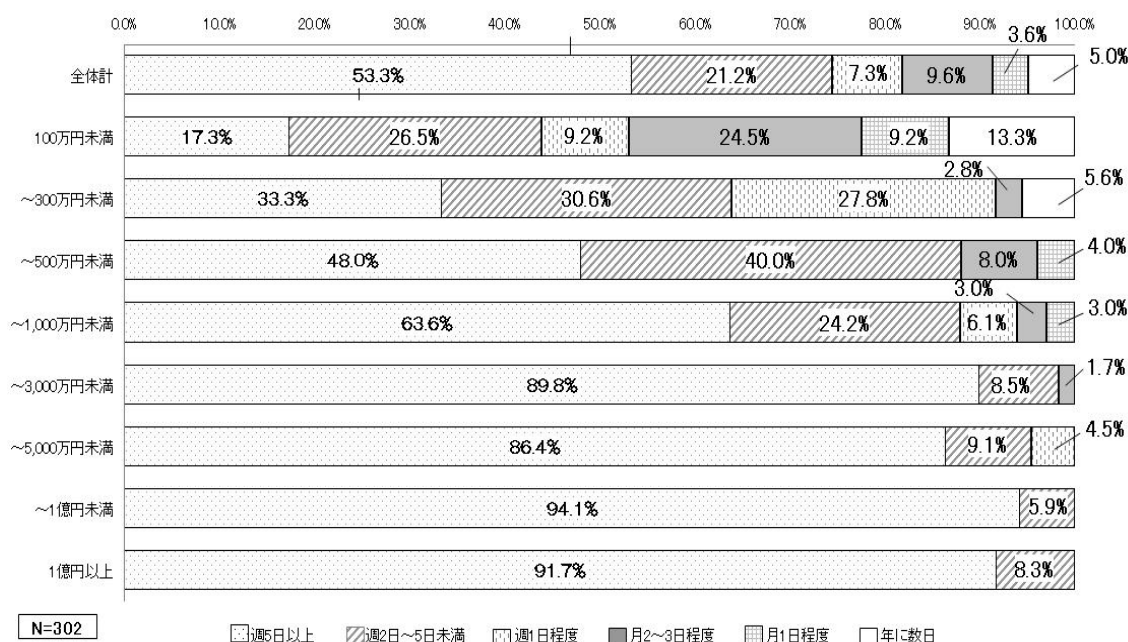
図Ⅱ-5 主要10活動分野別の活動頻度（問1×問3）



## (2) 1,000万円以上団体の9割は常時活動

総収入規模別に特徴をみる(図Ⅱ-6)と規模間格差は明確である。収入1,000万円以上の団体の9割は常時活動をしているが、100万円未満では常時は17.3%、「週2~5日未満」も26.5%にすぎず、週1日以下の活動しかしていない団体が過半数を占めている。300~500万円未満では常時活動団体は48.0%、500~1,000万円未満では同63.6%となっている。

図Ⅱ-6 総収入規模別にみた活動頻度(問6×問3)



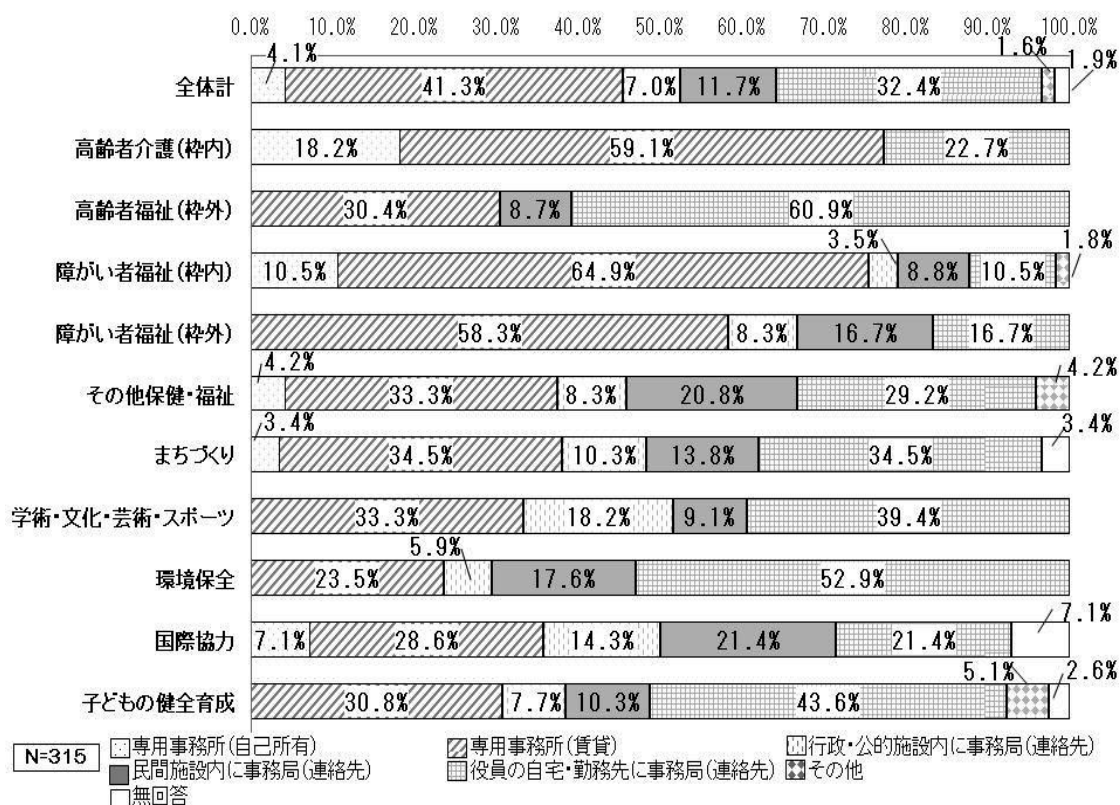
## 3. 団体事務所の形態…4割が民間賃貸、3割が役員個人宅等

法人事務所の形態を尋ねた(問4)結果は、「法人専用の事務所を借りている」がトップで41.3%、次いで「役員などの個人宅や勤務先に事務局(連絡先)を置いている」(32.4%)、「民間施設に事務局(連絡先)設置」(11.7%)、「公的施設等に事務局(連絡先)設置」(7.0%)の順であり、「法人専用の事務所を自己所有」はわずか4.1%にすぎない。

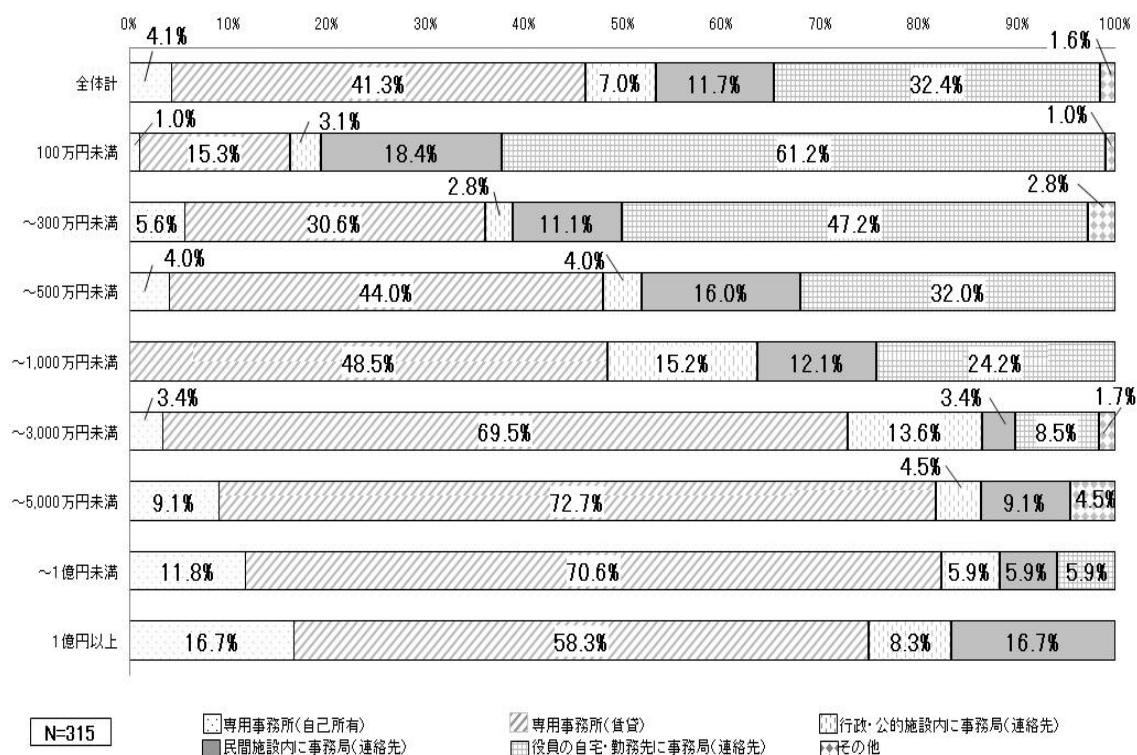
自己所有であれ賃貸であれ法人専用の事務所を設置することは複数スタッフの配置や利便性、対外的な信用などの面からも重要である。この専用法人事務所(所有・賃貸)を置いている団体の割合が高い活動分野は、図Ⅱ-7にみるように、「高齢者介護(枠内)」(77.3%)、「障がい者福祉(枠内)」(75.4%)、「障がい者福祉(枠外)」(58.3%)の3分野とサンプル数が少ないが「中間支援」(75.0%)、「災害救援」(60.0%)である。他方、「役員などの個人宅や勤務先に事務局(連絡先)」を置く団体が多い分野は、「高齢者福祉(枠外)」(60.9%)、「環境の保全」(52.9%)、「子どもの健全育成」(43.6%)の3分野である。

事務所の形態を総収入別にみると(図Ⅱ-8)年収1,000万円を超えると法人専用事務所を持つ団体が7割を超えるが、100万円未満では2割弱、300~1,000万円未満でも5割に達していない。

図Ⅱ-7 主要10活動分野別にみた事務所の形態（問1×問4）



図Ⅱ-8 総収入別にみた事務所の形態（問6×問4）



## 4. 団体・活動情報の発信手段

### (1) 活用の高さはHPがトップ(55%)、

NPO法人は、人々の支持と賛同を得ることによって、活動の継続と発展が可能となり、そのミッションの実現の道が開かれる。そのためには、当然、社会ニーズに合致した活動内容を展開することが必要だが、同時に、当該法人が掲げたミッションの魅力（志の高さと分かりやすさ）と具体的な活動・事業内容を積極的に「知らせる」努力が重要である。

個々の多くのNPO法人の周知度は低いといわれており、情報発信の活動は極めて重要な位置を占める。そのため、問11に掲げた多種多様な情報発信手段により、NPO法人は「知らせる活動」を展開している。

表Ⅱ-3は、情報発信手段として活用している割合の高い順に並べ、同時に各手段ごとに「効果があると思う」と回答した割合も示したものである。最も活用している手段は、「ホームページ」で「よく使う」団体は54.9%と唯一半数を超えている。次いで「チラシ・ポスター」（同38.1%）、「情報誌・ニュースレター」（同33.0%）であった。「効果があると思う」と回答した情報発信手段は「チラシ・ポスター」、「情報誌・ニュースレター」、「ホームページ」、「マスコミの活用」が5~6割台でほぼ拮抗している。

表Ⅱ-3 活動等の情報発信手段の活動度と有効性評価（問11）（N=315）

	よく使う	あまり使わない	全く使わない	効果があると思う
①ホームページ	54.9%	17.5%	20.6%	63.2%
②チラシ・ポスター	38.1%	28.9%	25.4%	56.2%
③情報誌・ニュースレター	33.0%	21.9%	37.1%	56.2%
④マスコミの活用	20.0%	32.1%	40.0%	61.0%
⑤ブログなど	15.2%	10.5%	64.1%	34.3%
⑥行政の広報紙	11.1%	27.6%	51.4%	43.8%
⑦掲示板など	9.5%	18.1%	61.3%	27.6%
⑧メールマガジン	8.3%	10.2%	70.8%	30.5%
⑨タウン誌・ミニコミ誌	5.4%	24.1%	59.7%	36.5%

「よく使う」と「効果があると思う」との間にギャップが大きい手段は「マスコミの活用」（20.0%と61.0%）、「情報誌・ニュースレター」（33.0%と66.1%）、「行政の広報紙」（11.1%と43.8%）、「タウン誌・ミニコミ誌」（5.4%と36.5%）である。マスコミ、行政広報紙、タウン誌等は発行元の意向に左右される面もあるが、「効果がある」と思いながらも、自前で発信できるチラシやポスター、情報誌・ニュースレターでさえ、少なからぬギャップがある。

活動分野別にみると、「ホームページ」の活用度が高い分野は「情報化社会の発展」（100%）「社会教育の推進」「経済活動の活性化」（ともに83.3%）、「災害救援」（80.0%）、「中間支

援」「人権擁護」（ともに 75.0%）である。「チラシ・ポスター」の活用度が高い分野は「中間支援」（75.0%）、「学術・文化・芸術・スポーツ」（63.6%）、「子どもの健全育成」（53.8%）である。「情報誌・ニュースレター」では「中間支援」（75.0%）、「災害救援」（60.0%）、「その他保健・医療・福祉」（54.2%）、「障がい者福祉（枠外）」（50.0%）「国際協力」（50.0%）が使用頻度が高い。「マスコミ」は「災害救援」（100%）、「国際協力」（42.9%）、「学術・文化・芸術・スポーツ」（33.3%）「経済活動の活性化」（33.3%）が、「行政の広報紙」は「高齢者福祉（枠外）」（21.7%）、「子どもの健全育成」（17.9%）が、「掲示板・回覧板」は「高齢者福祉（枠外）」（26.0%）が使用頻度の高い団体が比較的多い。

## 5. 法人情報の公開…HP や会報での公開は 3 割未満…

NPO 法では、NPO 法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することにより、市民の信頼を得て、市民の手によって育てられていくべきだという考えに基づいて、主務官庁での事業報告書や役員名簿等の公告・縦覧・閲覧と法人事務所における同書類の閲覧など他の法人制度には例を見ない情報公開制度が規定されている。この情報公開の程度を尋ねたのが問 12 である（図 II-9）。

事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表など総会資料レベルを公開している団体は、「県への報告」においても 55.6%と過半数を超える程度で、3 分の 1 の団体が概要レベルの書類しか提出していない。「事務所での閲覧」でも「総会資料レベル」は 37.1%と 4 割に満たず、「公開していない」団体が 3 割に達する。「ホームページ」や「会報」では「総会資料レベル」は 1 割に過ぎず、「概要程度」も含めても計 3 割に満たない。全体として情報公開の不十分さは否めない。活動分野別、総収入別にみても大きな差がないが、団体タイプではネットワーク型が「ホームページに掲載」（71.4%）、「会報掲載」（71.4%）、「事務所での閲覧」（85.8%）と他のタイプと比べて格段に情報公開に積極的である。

図 II-9 団体情報の公開手段と公開レベル（問 12）

